

臨時福祉給付金の申請期限を延長します 臨時福祉給付金コールセンター ☎822-2201

臨時福祉給付金は、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い人への経済的負担を考慮して、臨時的に1回限り支給する給付金です。

当初、臨時福祉給付金の申請期限を10月1日(水)としていましたが、期間を3カ月延長し、12月26日(金)に変更します。

臨時福祉給付金に該当すると思われる人には、6月下旬に申請書などを送付しています。申請をしていない人は期限までに申請をしてください。

支給対象者◆①・②の両方に該当する人

①平成26年1月1日時点で海田町に住民登録をしている人

②平成26年度の町民税（均等割）が課税されていない人

※ただし、町民税が課税されている人に扶養されている場合や生活保護受給者は対象外となります。

支給額◆1万円（1人あたり）

※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者や児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者には5千円が加算されます。

申請方法◆12月26日(金)までに提出書類（申請書、本人確認書類（保険証、運転免許証など）の写し、振込口座の通帳の写しなど）を社会福祉課（役場1階⑥番）まで郵送または持参してください。

～ご存知ですか国民年金の任意加入制度～

住民課 ☎823-9206 ☎823-9627 広島南年金事務所 ☎253-7710

国民年金の老齢基礎年金額は、満額で772,800円（平成26年度）ですが、20歳から60歳になるまでの40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければ、満額を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、本人の申し出により60歳～65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、

70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍の人も、国民年金に任意加入することができます。

毎月の保険料は15,250円（平成26年度）です。保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。（保険料の納付方法は原則口座振替になります。）

国民年金への任意加入は、役場住民課へ年金手帳・通帳・金融機関届出印を持参のうえ、申し出てください。

詳しくは、役場住民課、もしくは年金事務所までお問い合わせください。

ご長寿おめでとうございます

長寿保険課 ☎823-9609 ☎823-9627

9月15日の敬老の日にあわせて、今年中に、77歳（270名）、88歳（97名）、100歳以上（10名）を迎えられる方に敬老祝金、75歳以上を迎えられる方2,804名に敬老祝品を贈りました。

また、今年度中に100歳を迎える6名の方には、内閣総理大臣から祝状と記念の銀杯が贈られました。

100歳以上を迎えられる皆さん

（生年月日順）

平成26年9月1日現在



いずの キミコさん

（明治41年1月生まれ106歳）



つばい もも子さん

（明治41年6月生まれ106歳）



うちたに よし子さん

（明治45年3月生まれ102歳）



たがわ としえさん

（大正元年12月生まれ101歳）



なかの ちよこさん

（大正2年1月生まれ101歳）



きのした かつおさん

（大正3年11月生まれ99歳）



いわた シズエさん

（大正4年2月生まれ99歳）



かわだ キヨコさん

（大正4年2月生まれ99歳）



としま なみえさん

（大正4年3月生まれ99歳）

わたしたちの国保

住民課 ☎823-9206 ☎823-9627



「広島県国民健康保険」
イメージキャラクター “コッピー”

～国保の加入脱退の届け出は忘れずに！～

○次のような場合、国保加入の届け出が必要です

- ・他の市町村から転入したとき
- ・職場の健康保険の適用を受けなくなったとき
- ・家族の職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき など

⇒届け出が遅れると…

- ・保険税は、国保の資格を取得した日（転入した日や職場の健康保険をやめた日）から発生します。加入の届け出をしたときからではありませんので注意してください。
- ・保険証がないため、その間の医療費はいったん全額自己負担となります。

○次のような場合、国保脱退の届け出が必要です

- ・他の市町村に転出するとき
- ・職場の健康保険の適用を受けるようになったとき
- ・家族の職場の健康保険などの被扶養者になったとき など

⇒届け出が遅れると…

- ・保険税を正しく計算することができないため、本来納付する必要のない保険税を二重に支払ってしまうことがあります。
- ・本来国保の資格が無いのに、誤って国保の保険証で医療を受けた場合には、国保が負担した医療費をあとで返さなければならない場合があります。